

議案第55号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止等について

次のとおり風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止すること等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する等の条例

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止）

第1条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）は、廃止する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正	改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
略	略	略
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(5) 略	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(5) 略	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(5) 略
(6) 略	(6) 略	(6) 第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付
(7) 略	(7) 略	(7) 略
(8) 略	(8) 略	(8) 略
(9) 略	(9) 略	(9) 略
(10) 略	(10) 略	(10) 略
(11) 略	(11) 略	(11) 略
略	略	略
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げる	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げる	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げる
略	略	略

るもの (1)～(21) 略	るもの (1)～(21) 略
	43 風致地区内における建築等の規制に関する 条例（昭和45年鳥取県条例第11号）に基づく 事務
43 略	44 略
44 略	45 略
45 略	46 略
46 略	47 略
47 略	48 略
	米子市

(鳥取景観形成条例の一部改正)

第3条 鳥取景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外行為の追加)	(適用除外行為の追加)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法令又は他の条例に基づき許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの

ア～オ 略

カ 略

キ 略

(2)～(9) 略

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法令又は他の条例に基づき許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの

ア～オ 略

カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受け

て行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為

キ 略

ク 略

(2)～(9) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。